

平成30年度 中央区男女共同参画推進委員会（第1回） 会議録

開催日時 場 所	平成30年7月26日（木） 午前10時から正午まで 中央区役所本庁舎 8階 第一会議室
出席者	委員 袖井委員、竹信委員、細谷委員、篠原禎子委員、前田委員、廣野委員、河本委員、磯田委員、菊田委員、篠原良子委員、石井委員、和田委員、杉本委員、山田委員、早川委員、田中委員
	区側 総務課長、女性センター館長、女性施策推進係員 男女共同参画関係施策推進委員会幹事
配布資料	◎ 会議資料 資料1 中央区男女共同参画推進委員会設置要綱 資料2 中央区男女共同参画推進委員会委員名簿 資料3 第1回中央区男女共同参画推進委員会座席表 資料4 中央区男女共同参画行動計画2013の体系 資料5 「中央区男女共同参画行動計画2013」進捗状況報告(平成28年度～平成29年度)
議事概要	1 開 会 2 委嘱状の交付 3 議 事 （1）会長・副会長の選任について （2）「中央区男女共同参画行動計画2013」について （3）中央区男女共同参画行動計画の進捗状況と評価について （4）その他 4 閉 会
委員会経過	別紙のとおり

委員会の経過（要旨）

1 開 会

2 委嘱状の交付

- ・机上配布により交付（任期：平成30年6月1日から平成32年5月31日まで）

3 議 事

(1) 会長、副会長の選任について

委員の互選により、会長に袖井委員が選出された。

副会長は、委員から会長へ一任する提案がなされ異議がなかったため、袖井会長から竹信委員が指名選出された。

(2) 「中央区男女共同参画行動計画 2013」について

- ・事務局より、中央区男女共同参画施策を推進していく指針として平成25年3月に策定された「中央区男女共同参画行動計画 2013」について、資料4に基づき、計画の理念や体系を説明

会 長：今の説明について質問や意見はあるか。

（意見なし）

(3) 中央区男女共同参画行動計画の進捗状況と評価について

- ・事務局より、資料5に沿って「中央区男女共同参画行動計画 2013」の進捗状況について、4つの基本目標ごとに区切って説明

会 長：基本目標1の各種施策及び事業に対する意見、質問はあるか。

委 員：DVカードの配布について、区内各所で配布していることはわかったが、配布枚数（実績）はどの程度か。

所 管 課：必要なこととは思うが、現状把握しきれていないところである。今後は、配布している各施設に協力を求めながら配布数を把握できるよう検討していきたい。

会 長：DVカードの作成枚数は何枚か。

事 務 局：平成27年度に子育て支援課と合同で作成したものであるが、作成枚数はすぐにはお答えし兼ねる。

会 長：できることならば単に配るだけでなくどの程度の効果があったのか評価していただきたい。

委 員：取り組むべき課題1-2「子どもの頃からの男女共同参画の理解促進」の、施策1-2-2（2）「社会・文化の多様性に対する理解を深める教育の推進」について、男女共同参画における多様性と海外体験学習との関係性がわからない。

所 管 課：委員のご指摘のとおりであり、昨今の社会における「多様性」については、性的マイノリティを含む性差や文化等の相互理解と位置づけているところであるが、2013年から体系立てた本計画の中では、事業として盛り込むところまで所管課として検討されておらず、事務局との整合も図られていなかったと認識している。本年3月に策定された新たな行動計画においては、性的マイノリティについての理解も進めていかなければならないと考えている。

委 員：今の話に関連することであるが、小学生から高校生あるいは大学生を含む児童・生徒の間では、いわゆる LGBT の「T（トランスジェンダー）」については比較的理解が進んでいるが、

同性愛問題については大人たちにも扱いつらいという感覚があつてなかなか進んでいない。中学生くらいになると教材の中で恋愛を扱う機会も増えてくるが、男性と女性の恋愛を前提にしているようなところがあり、少数ではあるがそうでない人もいるということを知ることが性的マイノリティへの理解につながると思う。指導者である先生の理解のない発言一つで、多くの人が気づかないうちに当事者である本人を深く傷つけてしまうこともあるため、まずは先生方への研修に力を入れることが必要だと思う。

もう一つ、自分らしさを大切に、ということについて、自分の自分らしさと同時に、相手の、つまり他人の自分らしさを大切にということも強調した方が良いと思う。いじめは、相手の自分らしさを大切にしないことが問題になるため、意識的に相手の自分らしさを尊重するということは、教育において大事なのではないかと思う。関係部署で検討してほしい。

事務局：貴重なご意見であるため、今後整理していければと思う。

委員：海外体験学習に派遣される学生はどのような基準で選定されているのか。

所管課：区立中学校4校がそれぞれ生徒自身の希望を受け付け、教育委員会で面接を実施している。面接では、コミュニケーション能力を判断基準として海外体験学習にふさわしい生徒を選定している。このコミュニケーション能力という視点は、多様な環境の中で過ごすことにより磨かれ、リーダーシップを持ってさまざまな活動に取り組めるようにというねらいもある。

委員：区職員に対するセクシュアル・ハラスメント等の窓口相談について、具体的にどのように窓口を設けているのか。

所管課：職員課から2名、その他の職場から4名の計6名を委員として指名しており、それを周知することで委員それぞれが相談を受け付けられるようにしている。

委員：近年、セクシュアル・ハラスメント以外にもさまざまなハラスメントが問題視されている。セクシュアル・ハラスメント等とはなっているが、今後は記載や周知の方法についても工夫してほしい。また、相談に関する守秘義務についても徹底し、職員の相談しやすい体制づくりを進めてほしい。

所管課：相談員については、セクシュアル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメントや育児、出産に関するハラスメントなど全体の相談員として取り組んでいる。

委員：重要な指摘だったと思うので補足で申し上げたい。今、ILO（国際労働機関）でも「職場における暴力とハラスメント」の問題解決に取り組むため、今後、拘束力のある条約を目指す方向性が示されている。こうした中、一部のハラスメントに限定せず、総合的に取り組むことが極めて重要になってきている。また、二次被害の話はとても深刻で、適切ではない人が相談窓口になっていることで大変なことになるケースが一般には多く発生している。ある公務職場においては、相談窓口が輪番や充て職になっていて、ハラスメントを行っている本人が窓口として指定されるということもあるため、どういった資格や立場を保有した人をどのように窓口置くかということは難しく、場合によっては専門職の配置も含め、職場の中でのゆがみを正すような設計をしていく必要があるということを知り、留意事項として申し上げたい。

委員：セクハラに限定せずハラスメント全般に対応する意味で名称を工夫するという件について、私としては難しいところがあると感じている。大学に関しては、十数年前に文部科学省がセクハラ関係の相談・対策機関を設置するということによって各大学が設置したが、その後、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントが問題になったことで、そちらの相談・

対策機関も設置することになり、多くの大学ではセクハラ対策委員会がハラスメント対策委員会に編成替えになった。そうすると、これまで取り組んできたセクハラ中心の啓発活動や講座・講演会等の実施に注いできた力が弱くなってしまい、実際の相談もセクハラ相談件数が減少し、それ以外の相談が増加する結果となった。人的にも経済的にも限られた資源をどこに投入するかということなので、中央区男女共同参画推進委員会としては、大学と同じような結果にならないためにも、セクハラという名称を残しつつ、これまでの取り組みを踏襲してセクハラに特化した相談窓口を確保するというのも必要なのではないかと。

会長：ハラスメントに関しては、相談窓口の設置はもとより、相談を受ける側の知識や倫理観についてもしっかりと研修してほしいと思う。

委員：以前、区役所を訪れた際、相談スペースで区職員が大きな声で怒鳴られている様子を見かけたことがある。区職員は一人で対応しており、周りに多くの職員がいるにもかかわらず助けに行こうともしていなかった。区では、一人の職員に任せたら他は一切口を出さないなどの決まりがあるのか。

事務局：区役所には多くの方がさまざまな用事でお越しになる。その中にはご要望に完全にお応えできないケースや食い違いが生じるケースがあることは承知している。お客様の対応については、まずは窓口で対応した職員が話を伺い、そこで判断のできないことは上司に相談をするというように組織的に行うことを基本としているため、今回見かけたケースは初動対応中であつたものと思う。

委員：今の指摘もとても生々しいというか問題となっていることで、一般論として、相談員に非常勤職員や女性職員を充てるケースが非常に増えてきており、経験の浅い職員の場合、職員自身が精神を病んでしまうこともあるため、相談員のケアや支援が重要になってきている。

会長：相談する側の問題もあると思うが、本件について区として何かあるか。

総務部長：区役所の窓口でのトラブルは日常茶飯事であり、その原因は職員の対応の悪さであつたり、要求が理不尽なものであつたりとさまざまであるが、ひとまず相手の話は一通り伺った上で対応することになる。区役所の各階には多くの窓口が並んでいるため、周囲のお客様に迷惑がかかるような場合は、別室にご案内して話を伺うこともあるが、そういったときには複数人で対応するなど組織としての接遇ルールは職員研修の中で徹底しているところである。

委員：女性相談（総務課・子育て支援課合計339件）のうち高齢者からの相談件数はわかるか。

所管課：相談内容別の集計は行っているが、相談者の年齢別での集計は行っていない。夫婦、子どもをはじめ家族に関する内容が多いことから、ご高齢の方より比較的若い女性による相談が多い印象を受ける。

委員：DV被害者の支援に関して、近年は、身体的な暴力だけではなく、精神的であつたり、経済的であつたりと一言でDVと言ってもさまざまであるが、被害者も女性ばかりではなく男性が被害に合う事件も発生している。こうした中で、「女性相談」や「女性に対する暴力をなくす運動」など取組の対象が女性に限定されている理由は何かあるのか。

所管課：本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男性と女性の性差を意識して、格差のある状況を平等化していくための取組をまとめたものであることから、女性の地位等の向上という視点による取組が多くなっている。委員の指摘のとおり、DVについては性別にかかわらず被害に遭われるケースがあることも認識しているところであるが、統計的に女性被害者の割合が多いこともあるため、そこに対する対策をどうするかという視点で計画されたものであ

るとお考えいただきたい。

委員：男女では力の強弱など身体的な差があり、統計的にDV被害者は女性の方が多くなっている。また、ニュースで女性の男性に対するDVが取り上げられ話題になっていることは認識しているが、これは統計的に珍しいからこそニュースになるという性質もあるため、こうしたケースについてははしかるべきところで実施されている男性相談窓口などを活用するということが重要かと思う。

会長：女性センター「ブーケ21」において男性相談は行っているか。また、男性が相談したい場合はどこへ行ったらよいのか。

事務局：女性センターでは男性からの相談は受け付けていない。男性からの相談件数はとても少ないものの全く無いわけではないため、問い合わせがあった際には東京都で実施している男性相談窓口を案内している。また、被害者からではなく男性加害者からの相談がくることもある。

所管課：子育て支援課で実施している女性相談では、男性の相談も受け付けている。事務局からも説明があったとおり、東京都では男性相談の窓口も設けているため、より専門的な相談を必要とされるケースでは都の窓口を案内している。ただ、件数としては女性からの相談が圧倒的に多いというのが現状である。

・事務局から資料5の基本目標2について説明

会長：基本目標2に対する意見、質問はあるか。

委員：みなし寡婦制度とはどのような制度か。

所管課：配偶者と死別または離婚した場合に適用される税法上の寡婦(夫)は、寡婦(夫)控除や住民税の非課税といった措置を受けることができる。一方、法律に基づく婚姻歴のないひとり親にはこの適用がないため、婚姻歴のあるひとり親と比べ課税所得が高くなり、課税額などを認定要件とする福祉サービスなどにおいて、利用に伴う自己負担額が大きくなる場合がある。しかし、婚姻歴のないひとり親であっても、ひとり親世帯における子育ての状況に差はないことから、こうした世帯の子育て支援を一層推進するため、新たに寡婦(夫)控除の「みなし適用」等を実施することで経済的負担を軽減する制度がみなし寡婦制度である。

委員：区内5カ所に設置されている夏場のじゃぶじゃぶ池について、私立認可保育園は区立園と違い水遊びのできるプールがないため、曜日や時間帯を指定して近隣のじゃぶじゃぶ池を利用できるようにするなどの措置を取ることはできないか。

所管課：ご指摘のとおり、私立認可保育園においては園庭がない施設が多いことからビニールプールを置く場所もない状況であることは認識している。また、保育園では、お昼ご飯を食べた後に午睡というプログラムがあるため、非常にニーズが多い中、午前中に公園等のじゃぶじゃぶ池の利用が集中するというところも認知しているところである。こうしたことから、今年度から全ての私立園が、近隣の区立園のプール（一部、園庭に仮設）を使えるように時間割を作成して開放している。ただ、猛暑の関係で、私立園から区立園までの移動の安全が確保できなければならないため、各保育園で判断してもらっているところである。

委員：ひとり親家庭ホームヘルプサービスについての感想だが、育児援助と家事援助に分けるといふ工夫をされたことがとても良かったと思っている。こうした取組をひとり親家庭だけでなくさまざまな事情を抱える家庭に対して提供できればより暮らしやすくなると思う。

委員：育児休業者がいる事業所において、代替要員の確保や既存社員への仕事の割り振りなど休業者が本来するはずだった仕事の処理に係る人件費等を補助することによって、休みに入る本

人の精神的負担と職場の同僚の職務負担軽減を図ることはできないか。こうした就労者の育児や介護に関する休業取得を促進する事業所支援の助成金制度は中央区にはないのか。

事務局：働き方や会社の風土については大切なことだと認識している。委員のイメージしている具体的な人件費助成というのは正直難しいと感じているが、その中で今、区としてできることは、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定をさらに広めていくということだと考えている。ワーク・ライフ・バランスが推進されている企業においては、経営者と労働者が議論し合っ
て働きやすい職場環境づくりと働き方自体の改革を積極的に行っているため、休業者が出た際の対応も適切に行われているものと理解している。こうした認定企業の取組を広く紹介することや、企業においてワーク・ライフ・バランスを推進するためのアドバイザー派遣制度を活用してもらうことが必要だと感じている。

総務部長：ただいま説明のあったワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けると、中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられたり、区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇が受けられたりするため、間接的ではあるものの区内企業の支援は行っているところである。

委員：介護休業や育児休業に関しては、企業から休業者に対する給料は支払われていない。これは企業としてはその分の人件費が削減できるため経営の観点から見れば悪いことではない。しかし、休業者に支払われていた給料分を、仕事をサポートしている同僚に分配したり、残業代として適正に支払ったりすることは当然やった方がよいことだと思う。これまで、企業がそういうことをやってこなかったため、日本全体で必要なコストであるという考え方に変えていく必要があるのではないかと感じる。

委員：家族を介護している人への支援として、昨年11月に新たに「人形町おとしより相談センター」が開設されたとのことで、とても良かったと思っている。これとはまた別に、中央区社会福祉協議会の管理部内に「地域ささえあい課」ができ、ご家族を支える窓口ができていたため、機会があれば委員の皆さんからも周知してほしい。

・事務局から資料5の基本目標3及び4についてまとめて説明

会長：基本目標3と4をまとめて意見、質問はあるか。

委員：管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合が33%となっており、この数値が高いのか低いのかはさておき、行動計画2018の19ページ（図表4 就労の意向）を見ると、働きたい50歳代女性は25%、60歳代女性は19%となっている。この数値を対比させると、働きたくない女性もいるのだから管理監督職の女性の割合を5割にしなくてもいいのではないかと感じる。

所管課：基本的な考え方としては昇任の機会を均等に与えるということがあり、男女間に割合の差が生じているところを制度的にフォローしていくということである。区職員の半数以上は女性ということもあるため、管理監督者層の人数についても半々になっていくことが健全ではないかと考える。

総務部長：補足となるが、委員が示した行動計画の資料については、一般区民の方を対象としたアンケート結果であるのに対し、進捗状況に掲載されている事業は区職員の女性管理監督職の現状を示したものであるため、その数値、結果には誤差が生じるものだとご理解いただきたい。

委員：今の件の割合を3割以上にすることの意味について、一つの組織の中で、少数派が影響を与えるためには、3割以上の人が集まらないと難しいという米国の研究者の知見がある。女性

がこうしたいという思いを反映させるためには、やはり組織内に3割以上必要だということ
で推奨されているのだろうと思う。それから、働きたくないという女性がいるということは
そのとおりだが、それは昇進したことによって長時間労働になったり、責任が増大したりと
いうマイナス要因があるからであり、マイナス要因を取り除き誰もが昇進したくなる仕組み
を作っていくことが重要ではないかと思う。

会 長：国も「2020年30%」（社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に
女性が占める割合を少なくとも30%程度とする）という目標を掲げている。

委 員：過去の議事録を拝見した中で、「女性センター」という名称の是非について議論されていた。
現在、「女性センター」の名称を用いているのは、特別区の中では中央、墨田、江戸川の3
区のみであり、ほかの区は「男女共同参画センター」等の名称を採用している。目黒区では
15年も前に男女共同参画センターに名称を変更しており、中央区の考え方が古いのではな
いかと思うがいかがか。

会 長：いつも議論になるところであるが、区としての考えはいかがか。

事 務 局：女性センターは、平成5年に設立され四半世紀を迎える施設である。施設の名称については、
区役所とは別に独立して設立した当時の時代背景や設置した目的を尊重するべきと考えて
いるため、現在でも「女性センター」を継続して使用しているところである。ただ、いろい
ろなご意見を当委員会の中でもいただく機会が増えているところではあり、区としては慎重
に考えながら必要に応じて検討していくものと考えている。

会 長：難しいところではあるが、中央区の今後の一つの課題ではないかと思う。指摘された委員は
「女性センター」という名称には抵抗があるのか。

委 員：抵抗があるというわけではないが、男子禁制の施設という印象を受けてしまう。

委 員：施設の名称変更を慎重に考えているという姿勢は中央区の良いところではないか。社会にお
ける男女の格差は未だに解消されていないため、女性の社会的地位を向上していくという当
初の目的を大事にされているということ自体は良いことだと思う。しかし、同時に「男性は
行きにくい」といった意見もあり、男性の問題も女性の問題も両方あるという時代になった
ことも事実であるため、今後しっかりと議論していく必要があると思う。

会 長：それでは、本日の議題以外に何かご発言のある方はいるか。

委 員：行動計画に掲げる事業の実施に当たり、かなりの予算が必要となってくると思うが、男女共
同参画関連施策全体の予算額は概算でいかほどになるのか。それによって中央区がどの程度
男女共同参画に力を入れているのかがわかる。

事 務 局：本計画には各所属で行っている新たな施設の開設などを含むさまざまな事業が掲載されてい
るため、男女共同参画関連施策全体の総事業費を算出することは難しい。

委 員：本日、ここに集まっている管理職の中で女性センターに来たことがあるという方は挙手をし
てほしい。（9割程度の管理職が挙手）中央区女性ネットワークでは、女性施策推進係と
ともにブーケ祭り、講演と映画のつどい、リーダー研修といった事業を実施している。是非、
区職員の共催事業への参加と女性センターへの来館をお願いしたい。

会 長：区政世論調査においても、なかなか女性センターの認知度が上がってこないという現状もあ
るため、区の職員にも積極的に女性センター事業等への参加をお願いしたい。

委 員：全体的に施策等を見ていて、女性優遇とまでは言わないが、女性の視点でつくられている印
象を受ける。その理由として、昔は男性の地位が上であったからそれを是正するためという

ことのように、今の60歳代・70歳代の男性が悪さをしていたということについて、20歳代・30歳代の男性がツケを払わされているという感覚にも陥る。そうした理由付けで施策の方向性が決まってしまうことには少し疑問を抱くがどうか。

委員：それは違うのではないかと。時間が無い中でこうした重要なことを議論するのは難しいが、「差別」についての考え方は、社会の構造の中で不利になっている人をどう救済するかということであり、個人が良いとか悪いとか責められるとかそういうことではない。本委員会でやろうとしていることは、構造を変えて性別にかかわらず誰もが力を発揮できるようにすることであり、そのためには、現在もまだ女性に不利な社会構造になっているところがあるため、どこをどう変えていくべきなのか、また、近年は男性に不利な面も発見されてきていることから、男性を対象とした事業をどう展開していくのかということについて議論していかねばならない。

委員：先ほどの若い男性がツケを払わされているという件について、少し同情的に捉えている。確かに昔と比べて今の若い男性は得していないことも多い。社会のいろいろな制度や考え方は昔作ったものが今でも残っているため、そういったものを変えるための議論をしながら、今の若い男性の意見も尊重できるよう、今後も積極的に新しい提案などしてほしい。

委員：賃金を見てみると、20歳代は男性より女性の方が高いところも出てきているため、一部社会の構造が変わってきている面もある。それでも根強く残る女性が不利な社会構造をこれから一緒に変えるための議論をしていきたい。

会長：本日説明のあった行動計画2013は、その策定から5年が経過し、いろいろな状況も変わってきているので、新たに策定した行動計画2018の施策や事業等に対して、今後いろいろな意見をいただきたい。

委員：先ほどの女性センターという名称について、男性は利用しづらいという意見もあったが、女性センター「ブーケ21」の由来があると思う。それを館長に説明していただきたい。

会長：本日はもう時間が無いので、設立のときの趣旨や施設名称の由来などは次回改めて事務局から説明してほしい。

(4) その他

会長：本日は長時間にわたりご意見をいただきありがとうございました。最後に事務局から何かあるか。

事務局：本日説明した内容について、改めて何か意見、質問がある場合は、8月24日（金曜日）までに事務局まで提出をお願いしたい。そこで挙げられた意見を踏まえて、次回委員会で再度進捗状況について確認し、公表していく。次回委員会は年末または年明け頃を予定しているので、近くなったら改めて案内する。

4 閉会